

# 令和5年秋開始の新型コロナワクチン接種は9月20日(水)から

町は、新型コロナワクチン接種の「令和5年秋開始接種」を、9月20日（水）から施設入所者、医療従事者、介護従事者などへの接種を実施し、10月から一般の人を対象に接種を開始します。接種には郵送する「予診票」と「予防接種済証」が必要です。必ずお持ちください。

- 接種券の発送予定**
  - 令和5年春開始接種を5～6月に接種した人 → 9月頃
  - 令和5年春開始接種を7月に接種した人 → 10月頃
  - 令和5年春開始接種を8月に接種した人 → 11月頃
  - 令和5年春開始接種の対象外だった人 → 9月頃

前回送付された接種券で接種していない人には接種券を発送しません。お手元にある接種券をご使用ください。接種券を紛失した場合は再発行しますのでお問い合わせください。

- 予約方法** 65歳以上で令和5年春開始接種済の人は、以前接種した接種会場を町で予約し、接種券に予約通知を同封して送付します。都合がつかない場合は変更しますので、予約サイトでの変更またはコールセンターへの電話をお願いします。接種を希望しない場合は、必ず予約取り消しの操作またはご連絡をお願いします。64歳以下の人は、予約サイト、またはコールセンターへの電話での予約をお願いします。

- 使用するワクチン** オミクロンXBB株対応1価ワクチン（ファイザーまたはモデルナ）

- 接種可能な医療機関など** 岩手県立大槌病院、藤井小児科内科クリニック、植田医院、大槌おおのクリニック、ふじまる内科医院、おしゃち外科クリニック、大槌町役場（集団接種会場）

## 集団接種会場のお知らせ

10月29日（日）、11月12日（日）、12月3日（日）、大槌町役場で新型コロナワクチン集団接種を実施予定です。接種には郵送する「予診票」と「予防接種済証」が必要となりますので必ずお持ちください。

## 生後6か月～4歳および5歳～11歳のオミクロン株対応ワクチン

11歳以下のお子さんも「令和5年秋開始接種」を10月から実施します。使用するワクチンは、オミクロンXBB株対応1価ワクチンです。今回から初回接種でも、オミクロン株対応ワクチンでの接種が可能となりましたので、接種を希望する人はご連絡ください。

☎ **大槌町ワクチンコールセンター** TEL 0193-27-5670

| 職員の懲戒処分の公表                                |       |      |              | 大槌町職員の懲戒処分及び公表の指針に基づき、以下の通り公表します。 |                      |
|-------------------------------------------|-------|------|--------------|-----------------------------------|----------------------|
| ■処分年月日 令和5年7月31日 ※所属名、職階、年齢（歳代）は、処分年月日時点。 |       |      |              |                                   |                      |
| 職員情報                                      |       | 処分内容 |              | 処分理由                              | 事案発生年度               |
| 学 務 課                                     | 主任級   | 30 代 | 減給 1/10（2 月） | 不適切な事務処理                          | 令和2～3年度              |
| 健康福祉課                                     | 管理者級  | 40 代 | 減給 1/10（1 月） | 指導監督不適正                           | 令和2年度                |
| 監査委員室                                     | 主査級   | 60 代 | 減給 1/10（1 月） | 指導監督不適正                           | 令和2年度                |
| 上下水道課                                     | 主任級   | 40 代 | 戒告           | 不適切な事務処理                          | 平成26～28年度            |
| 産業振興課                                     | 管理者級  | 50 代 | 戒告           | 指導監督不適正                           | 平成26～30年度            |
| 総 務 課                                     | 主任主査級 | 40 代 | 減給 1/10（2 月） | 指導監督不適正・不適切な事務処理                  | 令和元～3年度              |
| 総 務 課                                     | 管理者級  | 50 代 | 減給 1/10（2 月） | 指導監督不適正                           | 平成24～25年度<br>令和元～3年度 |

処分に至った事実の概要などは、町ホームページをご覧ください



# くらしの安心だより

## せん じょう こう すい たい 線状降水帯に注意してください！

線状降水帯（せんじょうこうすいたい）とは…

次々に発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される線状に伸びる長さ50km～300km程度、幅20km～50km程度の局地的に顕著な大雨の降る区域を線状降水帯といいます。

3時間降水量 2020年7月4日03時00分まで  
線状降水帯（現在時刻の解析）あり  
線状降水帯（10～30分先の解析）あり

3時間降水量 mm/3h  
150  
120  
100  
80  
60  
40  
20  
1

大雨が発生する危険度が急激に高まっている線状降水帯の形成（現在時刻の解析）  
大雨が発生する危険度が急激に高まっている線状降水帯の形成（10～30分先の解析）

**雨の強さと降り方**

(出典：気象庁)

| 10ミリ～20ミリ        | 20ミリ～30ミリ    | 30ミリ～50ミリ                | 50ミリ～80ミリ                      | 80ミリ以上                         |
|------------------|--------------|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
|                  |              |                          |                                |                                |
| やや強い雨<br>ザーザーと降る | 強い雨<br>どしゃ降り | 激しい雨<br>バケツをひっくり返したように降る | 非常に激しい雨<br>滝のように降る（ゴーゴーと降り続ける） | 猛烈な雨<br>最悪になるような圧迫感がある。恐怖を感じる。 |
| 低                | 災害の危険性       |                          |                                | 高                              |

事前に「お気に入り登録」しておく、「いざ」という時に便利です

**防災情報**

- 町の防災情報ページ  
防災マップや指定避難所などを確認することができます。  
<https://www.town.otsuchi.iwate.jp/gyosei/docs/437682.html>
- 岩手県河川情報システム  
河川の水位や降り始めからの総雨量などを確認することができます。  
<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>
- 気象庁 キキクル（危険度分布）  
災害発生の危険度の高まりを確認することができます。  
<https://www.jma.go.jp/bousai/risk/>

☎ **防災対策課** TEL 0193-42-8781

## いらなくなった家電4品目は正しくリサイクルしてください

エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は家電リサイクル法の対象品目のため、リサイクルセンターで引取りできません。

- 家電4品目を処分したい場合は**
- ①新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売店に引き取りを依頼する。
  - ②処分する製品を購入した小売店が分かる場合には処分する製品を購入した小売店に引き取りを依頼する。
  - ③最寄りの電気店に引き取りを依頼する。
- なお、家電4品目の処分には、家電リサイクル法によりリサイクル料金が必要です。
- ☎ **リサイクルセンター** TEL 0193-42-7570

